

健康保険の資格情報のお知らせと 個人番号(マイナンバー)確認のお願いについて

日頃より、健康保険組合の活動にご理解とご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

この度、厚生労働省からの依頼に基づき、**加入者の皆さまに安心してマイナンバーカードを健康保険証としてご利用いただくこと**を目的に、健康保険組合が把握している加入者情報(個人番号の下4桁含む)を、皆さまにお知らせすることとなりました。

同封の「資格情報のお知らせと個人番号(マイナンバー)確認のお願い」(以降「資格情報のお知らせ」と呼ぶ)の記載事項をご確認いただきますようよろしくお願い申し上げます。



ご確認いただきたいこと

「資格情報のお知らせ」に記載されている 内容に誤りはないですか?

※「負担割合」欄については、通知時点において、70歳以上の高齢受給者の方のみ一部負担金の割合を表記しています。なお、70歳未満の方は、記載なし(空白)としています。

同封の「資格情報のお知らせ」に記載されている個人番号(マイナンバー)下4桁の数字が、あなたの個人番号(マイナンバー)の下4桁と一致しているか、ご確認をお願いいたします。

同封の「資格情報のお知らせ」



誤りがない場合

大切に保管ください

※医療機関でマイナ保険証の読み取りができない場合など、マイナンバーカード+「資格情報のお知らせ」で受診が可能です。

誤りがある場合

健康保険組合へ
ご連絡をお願いします

※問い合わせ先は、「資格情報のお知らせ」に記載しています。

お送りした「資格情報のお知らせ」に記載されている内容に変更があった場合は、マイナポータルにログインすることでご自身の最新の「資格情報」を確認することができますので、マイナポータルにログインの上、ご確認ください。



<https://myna.go.jp/certificates/health-insurance-card>



マイナ保険証を一度使ってみませんか?



マイナンバーカードで受診するメリット

安心 よりよい医療が受けられる!

- 特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査を防ぎ、自身の健康・医療データに基づくより適切な医療が受けられます。
※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクも減少します。
※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 旅行先や災害時に受診する際も、薬の情報等が連携されます。

便利 各種手続きも便利・簡単に!

- マイナポータルで医療費通知情報を入手でき、医療費控除の確定申告が簡単にできます。
- 医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が不要になります。
- 就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要。
※新しい保険者による登録手続きが必要です。
- 高齢受給者証の持参も必要なくなります。

マイナンバーカードで受診するための準備

1 マイナンバーカードをお持ちでない方は、まずはマイナンバーカードを取得

申請 ※以下から選択

1 スマホから パソコンから
オンライン申請

2 証明写真機から

3 郵送

受け取り

- ①ハガキが届く
- ②受け取りに行く



詳しくはこちら



マイナンバーカード
総合サイト

2 へ

2 マイナンバーカードをお持ちの方は保険証利用の申込み

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、申込みが必要です。 ※以下から選択

医療機関で

- ✓ 医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーから申し込みます



スマホから

- ✓ 下記3つを準備

- マイナポータル
- ①マイナンバーカード
 - ②マイナンバーカード読取対応のスマホ
 - ③アプリ「マイナポータル」のインストール
- STEP1 「マイナポータル」を起動する。
STEP2 「申し込む」をタップする。
STEP3 利用規約等に同意する。
STEP4 マイナンバーカードを読み取る。



iPhone Android



セブン銀行ATMで

- ✓ 必要なものはマイナンバーカードのみ!

ATM画面

マイナンバーカードでの手続き



健康保険証利用の申込み

